

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
6月1日
(火曜日)

目次

- 告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………一
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……………三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………三
- 土地改良区役員の届出（農村整備課）……………三
- 雑報
県報の正誤（平成二十一年九月二十五日山口県報の別冊）……………三



山口県告示第二百三十一号

平成二十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位	区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	行政単位	区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）
大島地区	大島郡	周防大島町	六・九八	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
錦川下流	岩国市	（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び玖珂郡和木町）	四九九・六五	萩市	防府市	平生町	〇・七二
由宇川、柳井川	岩国市	（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る）	一四・六六	長門市	長門市	長門市	三・二八
田布施川、島田川	光市	（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る）	六〇・五八	厚東川、厚狭川	宇部市	美祢市、山陽小野田市	六四五・三六
徳山地区	下松市	（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る）	三九五・九五	豊浦地区	下関市	下関市	三五五・九五
佐波川	波都徳地町	（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る）	七一一・七七	橋本地区	萩市	（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る）	八三六・八一
榎野川	山口市	（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る）	二六六・四八	阿北地区	萩市	（平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る）	五七・四四
厚東川、厚狭川	宇部市	美祢市、山陽小野田市	六四五・三六	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
豊浦地区	下関市	下関市	三五五・九五	萩市	萩市	（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る）	八三六・八一
大津地区	長門市	長門市	三六九・六四	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
同一の単位とされる集団の区域	行政単位	区域	許可をすべき皆伐面積の限度 （ヘクタール）	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
水源かん養保安林 （ヘクタール）			二〇六・〇八	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
土砂流出防備保安林 （ヘクタール）			一七九・二七	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			一六八・〇八	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			二二〇・八五	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			一三三・九二	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			三〇六・六二	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			一五七・八九	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			一〇六・六三	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四
			二二・五八	阿武町	宇部市	上関町	九・〇四

下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六
-----	-------	-----	------	-----	------

三 保健保安林

山口県	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
山口県	一三四・七四	

山口県告示第二百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
山陽小野田市大字山川字日下二一九四の二、二一九四の七から二一九四の九まで、二一九五の六及び二一九四の九地先	四・〇〇六・〇	一一九・六	七二七・〇三



(一七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグコスモス周東店
 所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十三年一月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、六四四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 五七台
 (二) 駐車場の収容台数 二〇台
 (三) 荷さばき施設の面積 五〇平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量 一立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後十時三十分まで
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
 八 届出年月日
 平成二十二年五月十日

(一七三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

住所 代表者の氏名 岡内 欣也

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社岩崎宏健堂	変更前 午後八時	変更後 午後九時
--------------------------------------	--	-------------	-------------

四 届出年月日

平成二十二年五月二十日

五 変更年月日

平成二十二年六月一日

(一七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年一月十五日山口県公告(一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月一日から同年七月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七五) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年六月一日

山口県知事 二井 関成

就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
周南市佐畑土地改良区	理事	西郷 愛子	周南市大字戸田四七三三



正 誤

平成二十一年九月二十五日山口県報の別冊

I 目		帳 目
(1) 収入総額	68,086,021	
ア 前年繰越額	12,733,514	
イ 本年収入額	55,352,507	
(2) 支出総額	55,211,169	
(3) 翌年繰越額	12,874,852	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (人 数)	429,000	
イ 寄附	380	
(ア) 寄附 (内訳別掲)		
a 法人その他の団体からの寄附	5,420,000	
b 政治団体からの寄附	33,400,000	
小 計	38,820,000	
寄附合計	38,820,000	
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
(ア) 自由民主党本部	16,000,000	
エ その他の収入		
(ア) 10万円未満のもの	103,507	
合 計	55,352,507	
[寄附の内訳]		
(ア) 法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称)	(事務所の所在地)	(金 額)
新光産業株式会社	宇部市	100,000
株式会社元山商会	宇部市	150,000
株式会社中国警備保障	岩国市	100,000
時盛建設株式会社	光市	100,000
有限会社ピラミッド	東京都港区	200,000
有限会社B I S 音楽出版	東京都港区	200,000
株式会社富士商	山陽小野田市	220,000
河崎運輸機工株式会社	岩国市	100,000
酒井酒造	岩国市	100,000
柏原塗装工業株式会社	岩国市	100,000
西本貿易株式会社	東京都港区	100,000
医療法人河野小児科	大阪府豊中市	300,000
西原庸介商店	大阪府天王寺区	100,000

II 目		帳 目
医療法人河野医院	大阪府四条畷市	500,000
岩国産業運輸	岩国市	100,000
株式会社白井ビル	岩国市	100,000
株式会社セントラル硝子	東京都千代田区	120,000
UMG-ABS株式会社	東京都中央区	500,000
株式会社サンズメント	岩国市	100,000
湯野建設株式会社	宇部市	100,000
丸生運輸株式会社	京都府京都市	100,000
株式会社カナオカ	東京都台東区	100,000
宇部興産株式会社	東京都港区	500,000
ヤンマー株式会社	大阪府大阪市	100,000
遠州精工株式会社	静岡県浜松市	100,000
株式会社ベルアート	静岡県豊田市	200,000
株式会社浜松パイア	静岡県豊田市	100,000
株式会社アニツク	岩国市	100,000
株式会社ガンツン	岩国市	100,000
長沢建設株式会社	山陽小野田市	500,000
小林興業株式会社	岩国市	100,000
その他		30,000
小 計		5,420,000
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
(ア) 自由民主党本部		16,000,000
エ その他の収入		
(1) 収入総額	70,186,021	
ア 前年繰越額	12,733,514	
イ 本年収入額	57,452,507	
(2) 支出総額	55,211,169	
(3) 翌年繰越額	14,974,852	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (人 数)	429,000	
イ 寄附	380	
(ア) 寄附 (内訳別掲)		
a 法人その他の団体からの寄附	7,520,000	
b 政治団体からの寄附	33,400,000	
小 計	40,920,000	
寄附合計	40,920,000	
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
(ア) 自由民主党本部		16,000,000
エ その他の収入		

(寄附者の名称)	(事務所の所在地)	(金額)
(イ) 10万円未満のもの		103,507
合計		55,352,507
【寄附の内訳】		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
新光産業株式会社	宇部市	100,000
株式会社元山商会	宇部市	150,000
株式会社中国警備保障	岩国市	100,000
時盛建設株式会社	光市	100,000
有限会社ピラミッド	東京都港区	200,000
有限会社BIS音楽出版	東京都港区	200,000
株式会社富士商	山陽小野田市	220,000
河崎運輸機工株式会社	岩国市	100,000
酒井酒造	岩国市	100,000
相原塗装工業株式会社	岩国市	100,000
西本貿易株式会社	東京都港区	100,000
医療法人河野小児科	大阪府豊中市	100,000
医療法人河野小児科	大阪府天王寺区	300,000
西原庸介商店	大阪府四条驛市	100,000
医療法人河野医院	大阪府四条驛市	500,000
岩国産業運輸	岩国市	100,000
株式会社白井ビル	岩国市	100,000
株式会社セントラル硝子	東京都千代田区	120,000
UMG-ABS株式会社	東京都中央区	500,000
株式会社サンマネシメント	岩国市	100,000
湯野建設株式会社	宇部市	100,000
丸生運輸株式会社	京都府京都市	100,000
株式会社カネオカ	東京都台東区	100,000
宇部興産株式会社	東京都港区	500,000
ヤンマー株式会社	大阪府大阪市	100,000
遠州精工株式会社	静岡県浜松市	100,000
株式会社ベルアート	静岡県浜松市	200,000
株式会社浜松/エイア	静岡県磐田市	100,000
株式会社スニツク	岩国市	100,000
株式会社カクシツク	岩国市	100,000
長沢建設株式会社	山陽小野田市	500,000
小林興業株式会社	岩国市	100,000
その他		〇〇〇
小計		2,130,000
		7,520,000

平成二十二年六月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁